

# 申 立 書

8

年 月 日

宇治市長 あて

(保護者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(児 童) \_\_\_\_\_ 小学校 氏名 \_\_\_\_\_ 学年 年

氏名 \_\_\_\_\_ 学年 年 氏名 \_\_\_\_\_ 学年 年

(注)学年は、令和6年4月からの新学年を記入してください。

育成学級入級申請書の提出にあたり、下記の事項について申し立てます。

なお、申し立て事項を履行するまで入級決定が保留されること、また申し立て事項が事実と反したり、虚偽が判明したときは入級決定が取り消されることを了承します。

申し立て理由の該当する番号に○を付け、必要事項を記入してください。

## 1. 保護者が求職中の方 (4月1日以降は、求職中による申し立てはできません)

入級申請日において、求職中又は採用内定中のため、勤務証明書を添付することができませんが、下記予定日までに勤務証明書を提出します。

**なお、勤務証明書を提出するまでの間、入級決定が保留されることを了承します。**

また、提出期限までに勤務証明書を提出しないときは、入級申請を辞退します。

勤務証明書提出予定日 令和6年 月 日

### ※提出期限について

この申立による勤務証明書の提出期限は、4月30日(火)です。

提出期限を過ぎると申請は無効となり、再度申請が必要です。

## 2. 保護者が疾病、看護の方

別紙「診断書」のとおり、家庭で児童を保護することができません。

※1 治療・通院期間が3か月を越える場合は、3か月ごとに医療機関の領収書(コピー可)を提出してください。

※2 治療・通院期間が6か月を越える場合は、上記※1に加えて、6か月後に新しい診断書を提出してください。

## 3. 保護者が妊娠中又は出産後間がない方

妊娠中又は出産後間がないため、家庭で適切に児童を保護できませんので、母子手帳の写し(保護者氏名と出産〔予定〕日が分かるページ)を添えて申し立てます。

なお、産後期間を過ぎた後、引き続き入級を希望する場合は、勤務証明書等の入級要件を満たす別の書類を提出します。書類の提出がないときは、要件を満たさないため、退級となることを了承します。

出産(予定)日 年 月 日	産前8週間 年 月 日	産後8週間 年 月 日
---------------	-------------	-------------

## 4. 保護者が議員になるために選挙活動を行う方

選挙活動を行う方については、公示日(告示日)に立候補の届けを提出してから投票日の前日までが  
入級期間になります。

議員として政治活動を行うことが決定した際には、引き続き入級いただけますが、「勤務証明書」の提出が必要です。

## 5. 年度途中で転居を予定されている方

入級申請時の学級名(転居前)	転居後の学級名	転居時期(予定)
育成学級	育成学級	年 月 日

※宇治市内での転居を予定されている方で、校区が変わる場合は利用する育成学級も変更となります。

転居後も育成学級の通級を希望される場合は、事前に手続きが必要となります。校区が変わらない場合は提出の必要はありません。なお、転校後の育成学級が入級定員を超過している場合は、待機となる場合があります。転居時には、「申請書」「転級届」などの提出が別途必要です。